平成２１年（フ）第７９号
大分県日田市大字高瀬323番地９
債務者　渡辺　伸二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第６５２号
千葉県流山市江戸川台西３丁目31番地の１エステート江戸川台３―306
債務者　黒木　祐二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９９号
千葉県柏市布施590番地の２
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２２号
千葉県我孫子市湖北台７丁目17番62―206号
債務者　安田　千秋
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４１号
千葉県松戸市松飛台237番地の14バディハイツ201号
債務者　舘山　敬太
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６１号
千葉県野田市七光台110番地の７
債務者　大霜　政徳
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６２号
千葉県野田市七光台110番地の７
債務者　大霜登志子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７６９号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地41棟202号
債務者　鈴木　宏明
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７１号
千葉県松戸市西馬橋幸町１番地伊藤ビル403号
債務者　渡邊すみ子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１０８７号
北九州市小倉南区横代東町３丁目２番60号
債務者　田中裕一郎
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２０６号
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―402
債務者　和田　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２９４号
青森県弘前市大字大清水３丁目４番地１
債務者　今井身知子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３１１号
青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字八幡館57番地２
債務者　三浦由喜子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２６５７号
愛知県瀬戸市西松山町１丁目132番地の１藤和シティコープ西松山305
債務者　竹腰　紀良
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８９号
名古屋市熱田区沢上２丁目７番21号　コーポ丸豊203号
債務者　古木　希季
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５９１号
川崎市川崎区本町２丁目８番地９　本町ベルハイム407
債務者　平野　敦子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
岩手県二戸市福岡字在府小路13番地１
債務者　遠山　和也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第７５号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第60地割83番地１
債務者　上平　淑子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部